

平成29年8月1日から医療費助成を拡大します 「乳幼児等医療費」改め「子ども医療費」へ

◎主な変更点

- ・名称が「乳幼児等医療費」から「子ども医療費」へ変わります。
- ・高校生までのお子様に対象を拡大します。(住所地がむかわ町の保護者のお子様を対象となります)
- ・就学前のお子様は、課税状況に関わらず、医療費の自己負担は初診時一部負担金のみとなります。

制度の名称 対象	平成29年7月31日まで						平成29年8月1日から					
	乳幼児等医療費						子ども医療費					
	区分	就学前	小学生	中学生	高校生	区分	就学前	小学生	中学生	高校生		
非課税世帯	医科・ 歯科・ 調剤	通院	○	-	-	-	医科・ 歯科・ 調剤	通院	○	○	○	○
		入院※	○	○	-	-		入院※	○	○	○	○
	自己負担額：初診時一部負担金						自己負担額：初診時一部負担金					
課税世帯	医科・ 歯科・ 調剤	通院	○	-	-	-	医科・ 歯科・ 調剤	通院	○	-	-	-
		入院※	○	○	-	-		入院※	○	○	○	○
	自己負担額：医療費の1割						自己負担額：医療費の1割 就学前のお子様は初診時一部負担金のみ					

※指定訪問看護を含む

●初診時一部負担金とは

初診時のみ医科580円、歯科610円が自己負担となります。再診時の診療は無料となります。

- 重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの就学前のお子様の自己負担額も、課税状況に関わらず、初診時一部負担金のみとなります。

- 対象者の認定には所得制限があります。

— お問い合わせ —

むかわ町

町民生活課生活環境グループ TEL0145-42-2414

むかわ町子ども医療費助成制度

1 改正年月日

平成29年8月1日

2 助成の対象者

むかわ町に住民登録のある保護者の0歳からから18歳（高校3年生まで）のお子様
※所得制限があります。

3 助成の対象範囲

対象者		受給者証	助成内容	一部負担金
0歳から就学前のお子様		○ 子初	通院（調剤含む） 入院 指定訪問看護	初診時 一部負担金 〔 医科：580円 歯科：510円〕
小学生	非課税世帯			
高校生	課税世帯	○ 子課 ※1	入院 指定訪問看護	1割負担 ※2

※1 受給者証の有効年月日内に、小学生になる課税世帯のお子様は、「子課」の表示をしています。3月の月末までは、「子初」の取り扱いとなりますので、ご注意ください。

※2 1ヶ月における一部負担金の合計額が限度額（入院57,600円、多数該当の場合は44,400円）を超えた場合は、超えた額の全額が助成の対象となります。

4 受給者証の様式

別紙のとおり

5 フローチャート

別紙のとおり